

やすくに活世塾 塾生募集要項

靖國神社崇敬奉賛会事務局

102-8246 東京都千代田区九段北 3-1-1

電話 03-3261-8143 FAX 03-3261-8625

E-mail sukei@yasukuni.jp

◆ やすくに活世塾 設立趣意書

靖國神社崇敬奉賛会では、平成10年の設立以来、「英霊を奉慰顕彰すると共に、御心を受継ぎ国家道義を確立し、健全なる国民道徳の作興と国家社会の安泰に寄与する」という本会設立の精神に基づき、英霊の御心を本会会員のみならず一般の方々にも広く伝えるべく、公開シンポジウムや英霊慰霊顕彰勉強会をはじめとする数多くの行事を開催して参りました。

しかしながら、これらの行事は、その都度、参加者を募り実施するというもので、同一の人材が英霊の慰霊顕彰について継続して学ぶという性格ではありませんでした。

そこで、今般、「英霊の御心を次世代へ継承する」という本会の大きな目的を、より効果的に実践するため、年間の講座を通して将来の英霊慰霊顕彰、靖國神社・護國神社の護持のみならず、我が国の真姿顕現に寄与し得る人材の育成を目指して、「やすくに活世塾」を設立いたします。

志ある多くの若人たちが集い、この「やすくに活世塾」が日本再生の先鞭とならんことを切に願うものであります。

靖國神社崇敬奉賛会会長		扇	千	景	
やすくに活世塾 塾長	明星大学教授	高	橋	史	朗
塾頭	日本文化総合研究所代表	高	森	明	勅
塾頭補佐	ジャーナリスト	打	越	和	子
靖國神社 宮司		京	極	高	晴

◆ やすくに活世塾 塾長・塾頭メッセージ

塾長 明星大学教授 高橋 史朗



20世紀は西洋文明が文明の基礎となる世界観の軌道修正をはかり、日本文化の世界観に近づき始めた歴史的 転換期といえる。
このような文明的観点から日本文化の価値を再発見し、日本の近代史も根本的に見直す必要がある。
英霊の御心を次世代へ継承することがやすくに活世塾生の歴史的使命である。

塾頭 日本文化総合研究所代表 高森 明勅



靖國神社の次代を担ふ精鋭を育成する。
一言で言へば、これが本塾設立の主旨だ。
そのために、現在望み得る最高の講師陣を揃へ、最高の教場を用意した。
祖国危急の日に尊い一命を捧げられた英霊の思ひに、わづかでも報いるべきだとの気持ちとを共有できる若き同志よ、来たれ。
共に学ばん。

塾頭補佐 ジャーナリスト 打越 和子



終戦六十年を迎えた平成十七年八月十五日、靖國神社は二十万を超える参拝者であふれました。
多くの若い世代の姿を見ました。
その皆さんの誠意と熱意を、さらに次世代につなぐために、靖國神社について徹底して学び考える塾が開かれることになりました。
予備知識のない方も大歓迎です。共に学びましょう。

やすくに活世塾 第3期生 募集要項

◆ 第3期 やすくに活世塾 開講期間

平成24年4月より1年間

毎月第1土曜日の午後1時から5時までの開催を原則とする

◆ 会場

靖國教場・啓照館（境内相撲場脇）

◆ 塾生の資格

18歳以上40歳未満の靖國神社崇敬奉賛会々員であること

◆ 募集人員

50名

◆ 受講料（年額）

社会人20,000円、学生15,000円

＊年間10回の講座の資料・テキスト代として徴収いたします

◆ 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、平成24年2月末日までにお申し込みください

◆ 入塾審査

入塾申込書と共に「応募の動機・英霊、靖國神社への想い」をテーマとした作文（400字詰原稿用紙4枚、1,600字程度）を添えて提出していただきます

平成24年3月初旬の塾長・塾頭による書類審査を経て、銓衡結果を個々に通知いたします

◆ 各講座の日程

第一部：午後1時から3時30分 講義及び質疑応答

第二部：午後3時30分から5時 塾生の班別討論



講義及び質疑応答



班別討論

◆ 申込・問い合わせ先

靖國神社崇敬奉賛会事務局 〒102-8246 東京都千代田区九段北3-1-1

電話 03-3261-8143 Fax 03-3261-8625

E-mail sukei@yasukuni.jp

<やすすくに活世塾 第3期（平成24年度）講座内容及び講師紹介>

*都合により、講座の開催日・講師・テーマが変更になることもありますので、予めご了承ください

第1回講座

平成24年4月7日（土）

テーマ やすすくに活世塾の講座への導入



講師 塾頭・日本文化総合研究所代表 高森明勅先生

<講義のポイント>

- ・ やすすくに活世塾の主旨
- ・ 全講座の流れと主な論点
- ・ 神道と日本歴史の基礎理解

第2回講座

平成24年5月12日（土）

テーマ 靖國神社を学ぶ



<講座のポイント>

- ・ 神社参拝の作法などを学び、体験する
- ・ 靖國神社に関する基礎的な知識を得る
- ・ 遊就館を拝観し、英霊のご事跡を辿る

第3回講座

平成24年6月2日（土）

テーマ 幕末から終戦に至る日本の近現代史



講師 拓殖大学客員教授 藤岡信勝先生

<講義のポイント>

- ・ 王政復古布告から終戦の詔書に至る主要な文書を通して、近現代史の骨格を読みとる
- ・ 欧米列強に伍して近代国家をつくり上げた日本の栄光と苦難をとらえる

第4回講座

平成24年7月7日（土）

テーマ 靖國神社と国家神道



講師 國學院大學教授 阪本是丸先生

<講義のポイント>

- ・ 別格官幣社靖國神社の成立
- ・ 靖國神社の祭祀に見る祈り
- ・ 戦前、そして戦後の靖國神社の不易と流行

第5回講座

平成24年9月1日（土）

テーマ 慰霊の心をどう受け継ぐか



講師 ジャーナリスト 笹幸恵先生

<講義のポイント>

- ・ 慰霊巡拝、戦跡めぐりの体験から思うこと
- ・ 海外戦歿者慰霊碑の現状
- ・ 「受け継ぐ」ことの難しさ
- ・ 学び続ける姿勢とその重要性

第 6 回講座

平成 24 年 10 月 6 日 (土)

テーマ 東京裁判と占領政策

講 師 東京大学名誉教授 小 堀 桂 一 郎 先生

<講義のポイント>

- ・いはゆる東京裁判とは戦争の延長であり、決して司法裁判ではなかった
- ・この裁判が正義の裁きであるかの様に認識されたのは占領軍の宣傳の結果にすぎない
- ・この裁判の判決に日本國民が六十年餘瞞され續けた現實をこそ認識しよう
- ・東京裁判史觀を完全に脱却しない限り、日本國家の獨立主權は實現しない



第 7 回講座

平成 24 年 11 月 17 日 (土)

テーマ 政教分離と靖國神社

講 師 日本大学教授 百 地 章 先生

<講義のポイント>

- ・政教分離国とは何か？
- ・靖國訴訟の現状と課題
- ・戦歿者の慰霊顕彰と政教分離



第 8 回講座

平成 24 年 12 月 1 日 (土)

テーマ 靖國神社の戦後の歩み

講 師 國學院大學教授 大 原 康 男 先生

<講義のポイント>

- ・占領下”逆風の時代”の靖國神社
- ・占領終了後の合祀促進問題
- ・国家護持と公式参拝推進運動
- ・政教分離といわゆる”A 級戦犯”合祀問題



第 9 回講座

平成 25 年 2 月 2 日 (土)

テーマ やすくに活世塾生の歴史的使命

講 師 塾長・明星大学教授 高 橋 史 朗 先生

<講義のポイント>

- ・近現代史をどう捉えるか-ヘレン・ミアーズ「アメリカの鏡・日本」を中心に-
- ・占領政策と靖國神社
- ・やすくに活世塾生の歴史的使命
- ・「三つの目」と「着眼大局、着手小局」



第 10 回講座

平成 25 年 3 月 2 日 (土) 総括講座及び修了式

*総括講座では、塾生代表による総括レポートの発表を開催予定

<靖國神社崇敬奉賛会主催行事の優先参加>

崇敬奉賛会が主催する各種行事（英霊慰霊顕彰勉強会、青少年健全育成事業夏季特別企画、小野田自然塾キャンプなど）の開催にあたり、塾生各位には優先的にご案内を申し上げ、座席を確保させていただきますので積極的にご参加ください。

***8 月と 1 月は通常の講座は休講とし、前期末レポート（8 月）と総括レポート（1 月）を作成し、提出していただきます。**

「やすくに活世塾」塾則

(名称)

第1条 本塾は靖國神社崇敬奉賛会「やすくに活世塾」(以下本塾)と称する。

(事務局)

第2条 本塾の事務局は靖國神社崇敬奉賛会事務局内に置く。

(塾則の改廃)

第3条 塾則の改廃は、靖國神社崇敬奉賛会常務理事会によって定めるものとする。

(適用範囲)

第4条 本塾則は塾生、卒業生、聴講参加者及び、本塾に在籍し受講経験を持つ者すべてに適用される。

(組織)

第5条 本塾に塾長1名、塾頭1名、塾頭補佐若干名、事務局若干名を置く。

- 1) 塾長は本塾の責任者として、本塾を統括する。
- 2) 塾頭、塾頭補佐は、塾長を補佐し本塾の運営に寄与する。
- 3) 事務局は崇敬奉賛会事務局が兼ねるものとする。

(開講期間)

第6条 本塾は毎年4月に開講し、翌年の3月に修了する1年1期を原則とする。

(入塾資格)

第7条 入塾資格は、18歳以上40歳未満の靖國神社崇敬者とする。

(定員)

第8条 本塾は、原則として50名を定員とする。

(聴講参加者)

第9条 次期募集の応募を目的とするなどの理由で聴講を希望し、上記の入塾資格を持つ者は、講座毎に所定の方法で申し込み、聴講参加者として聴講を許可する。
但し、その場合、定められた聴講料を納付しなければならない。

(入塾手続き)

第10条 入塾を希望するものは、所定の申込書等に必要事項を記入の上、靖國神社崇敬奉賛会事務局に申し込むものとする。

(提出書類)

第11条 本塾に提出された書類等については、如何なる理由があっても返還しない。

(受講料)

第12条 規定の受講料は、資料代、テキスト(書籍)代を含むものとする。
但し、年間の講座以外の行事の開催にあたり、参加費を徴収する場合がある。
また、既に納入された受講料は、如何なる理由があっても返還しない。

(修了資格)

第13条 以下の条件を充たし、塾長が認めたものに対し、修了証を授与する

- 1) 受講回数が3分の2以上であること。
- 2) 与えられたレポートを提出していること。

(服装)

第14条 受講に際しては、神社参拝に相応しい服装を心がけなければならない。
男子はスーツの着用、女子はこれに準じた服装を推奨する。

(出欠)

第15条 受講に際し、塾生証を携帯し各講座で出席の確認を受けなければならない。

(退塾)

第16条 やむを得ない理由により退塾を希望するものは、所定の退塾届けを提出し、塾長の許可を得るものとする。

(除籍)

第17条 塾長は、次の各項に該当する者を除籍することができる。

- 1) 入塾申込書の内容に虚偽のあった者
- 2) 本塾の秩序・風紀を乱し、一般常識や倫理に反した者
- 3) その他、塾長が除籍することが適切と認めた者

(名称の使用)

第18条 塾生及び卒塾生は、「やすくに活世塾」、「靖國神社」、その他これらに類する名称を許可無く使用してはならない。

この塾則は、平成 21 年 6 月 1 日より施行する。